

IV いじめ防止等の具体策

	学校・教職員の心構え	児童への指導・支援	保護者・地域・関係機関との連携
いじめの防止のために	<p>○カウンセリングマインド(傾聴, 共感, 共汗, 共歓)を基に児童との信頼関係を築き, 全教育活動を通じて児童の自己指導力を育成することにより, いじめを防ぎ, 社会的自立を促す。</p> <p>※「自己指導力」は, 「自己存在感を与える」「共感的人間関係をつくる」「自己決定の場を与える」によりつくられる。</p> <p>○全職員が当事者意識をもち, 常に「報告・連絡・相談」ができる体制をつくる。</p>	<p>○道徳, 特別活動, 人権教育等を通して, 児童の規範意識, 人権感覚, 道徳心を養う。</p> <p>○分かる授業づくりを図り, 児童一人一人を生かす教育活動を充実させる。</p> <p>○ソーシャルスキルトレーニング等の導入によって, コミュニケーション能力, 感情コントロール力を養う。</p> <p>○児童会活動や縦割り活動を中心に, 連帯感や自己有用感を養い, いじめを生まない学校風土づくりを目指す取組を行う。</p>	<p>○学校便り, ホームページにより, 「学校いじめ防止基本方針」及び学校におけるいじめ防止等の取組について知らせるとともに, いじめや問題行動の兆候を発見した場合の連絡方法等を含め, 保護者に協力依頼をする。</p> <p>○PTAと合同で, 「子どもが出すサイン」「インターネットの危険性」など, いじめに関する講演会や学習会を開催する。</p>
いじめの早期発見のために	<p>○担任をはじめ, 全職員が日常的・意図的に児童とのコミュニケーションをとる中で, いじめや問題行動の兆候を見つける。</p> <p>○「子どもを語る会」を定期的で開催し, 教職員間で気になる児童の情報を共有する。</p> <p>○いじめやいじめを疑う案件が発生したら, 校内いじめ対応ミーティングを迅速に開催し, メモ用紙に記入しながら, 情報の収集・整理・共有に努める。</p>	<p>○休み時間等の児童の遊びの様子を見回り, 意図的・計画的に児童の行動観察を行う。</p> <p>○「学校生活アンケート(いじめアンケート)」を実施し, 児童の心の状態や変化をみる。【年3回】</p> <p>※アンケート用紙(原本)は, 児童が卒業するまで保管する。</p> <p>○学校生活アンケートをもとに, 1週間程の期間を設定し, 主に担任による教育相談を行う。【年3回 全児童】</p>	<p>○学校評議員・民生児童委員による会議「いじめ対策委員会」を年2回程度開催し, いじめの実態に関する情報交換を行う。</p> <p>○瀧東中学校区いじめ防止連絡協議会を年1~2回開催し, いじめの予防・発見についての情報交換を行う。</p>
いじめへの対応として	<p>○解決に向けて職員全員で共通理解と事実確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の保護優先, いじめ行為の即刻解消, 被害者の心のケア, 全校問題としての対応などを全職員で共通理解する。 ・アンケートや聞き取り等で追跡調査を実施する。 ・いじめの態様, 保護者の認知, 二次問題の有無等を確認する。 <p>○いじめ対策委員会を開催し, 対応を協議し, 実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の事情聴取, 保護 ・被害保護者への報告, 謝罪 ・加害者の事情聴取, 指導 ・加害保護者への説明, 協議 など <p>○安易にいじめが「解消」したととらえずに, 指導や見守りを継続的に行う。(「解消」の目安は3か月間)</p>	<p>○「被害者児童を守り通す」を基に心身の安全・安定の確保を最優先とし, 保護者や友人と協力体制をとりながら支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者児童の心情や事実関係を丁寧に傾聴する。 ・被害者児童の意向を基に, 望ましい解決方法を共に検討する。 ・スクールカウンセラーによる心のケアを行う。 <p>○加害者に対し, 「いじめの非に気付かせる」「内省させる」「学校生活に適応させる」のステップを踏んだ指導・支援を行う。</p> <p>○児童全体に対して, 各学級でいじめについて話し合ったり, いじめ見逃しゼロ運動を行ったりする。</p>	<p>○教育委員会へ事故報告を挙げ, 対応についての指示を仰ぐ。</p> <p>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー, 医療機関等と連携し, 対応する。</p> <p>○被害保護者に対し, 次のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接会って, 判明した事実を説明する。 ・保護者の訴えに十分に耳を傾け, 被害者保護最優先の具体策を協議する。 <p>○加害保護者に対し, 次のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を確認し, 学校の対応を説明する。 ・当該児童を同席させ, 「心からの謝罪」「立ち直り」を目指した支援について話し合う。

【いじめの定義】＝「いじめ」とは, 児童に対して, 当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって, 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

* 「新潟市 いじめの防止のための基本的な方針(平成29年4月)」より抜粋